

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第222号)

平成14年10月17日

横情審答申第222号

平成14年10月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年12月7日中地福第539号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「中区福祉部地域福祉課の戻入処理簿（平成11年度、平成12年度及び平成13年度9月20日出力までの分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「中区福祉部地域福祉課の戻入処理簿（平成11年度、平成12年度及び平成13年度9月20日出力までの分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「中区福祉部地域福祉課の戻入処理簿（平成11年度、平成12年度及び平成13年度9月20日出力までの分）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年10月3日付で行った一部開示決定の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書には、ケース番号、世帯主氏名、住所、戻入金額等が記録されている。

今回、非開示とした情報は、本件申立文書中に記録されているケース番号、世帯主氏名及び住所であり、これを開示すると特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、本号に該当する。

## 4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 各処分を取り消すとの決定を求め、文書の閲覧及び交付を求める。
- (2) 各処分は条例違反であり、申立人の権利及び利益を侵害したため、適法な処分を求める。
- (3) 実施機関は、条例第3条に基づき積極的に公開する義務があり、特定個人が識別されないよう、条例第7条第2項第2号に抵触しない形で公開することができる。
- (4) 住所欄の住所の一部（丁目まで）は、事実確認のため公開するべきである。
- (5) 条例前文で定める市民の知る権利及び第1条の目的で定める市政に関し市民に説明する責務を全うするため、その透明性を確保するべきである。
- (6) 当該開示文書が全てであるのか疑問である。
- (7) 条例は原則公開を定めており、実施機関の裁量権も限定されるべきことから非公開

は必要最小限とするべき。実施機関は、特定の個人が識別され、又は識別され得るために非公開としているが行き過ぎが見られる。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、中区福祉部地域福祉課（平成13年12月31日以前のもの）で、被保護者に支給した生活保護費について、保護の廃止、停止又は変更等の戻入の事由が生じた場合に、生活保護費の過支給額を横浜市に返納させる際に発行する戻入通知書の発行、督促状交付、受入れなどの戻入事務の処理状況を記録した文書のうち、平成11年度、平成12年度及び平成13年度9月20日出力分であり、整理番号、ケース番号、世帯主氏名、住所、戻入金額、受入金額、残額、納付書発行年月日、督促状交付年月日、受入年月日等が記録されていることが認められる。

### (2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 本件申立文書に記録されたケース番号、世帯主氏名及び住所は、いずれも生活保護費を戻入した被保護者別に整理分類された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報か、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、本号本文に該当する。

ウ なお、上記イで述べた本号本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして、一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年12月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年12月27日 (第234回審査会)	・諮問の説明
平成14年7月12日 (第273回審査会)	・審議
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成14年8月9日 (第275回審査会)	・異議申立人から意見聴取及び意見書を受理 ・審議
平成14年8月12日	・異議申立人から意見書(追加分)を受理
平成14年9月20日 (第278回審査会)	・審議
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・審議